

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

1. 概要（趣旨）

消防施設内に設置する自動販売機については、そこで働く職員の福利厚生への寄与と公有財産のより効率的な運用を図るものとする。

そのため、自動販売機設置事業（以下「設置業者」という。）を公募型見積もり合わせにより決定する。

2. 公募型見積もり合わせ物件

(1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

・対象となる貸付場所は、次のとおり。

○ 新潟市北消防署 2階 食堂

(2) 貸付場所、貸付面積、台数

貸付場所	貸付面積	台数
新潟市北区葛塚5095番地 新潟市北消防署 2階 食堂	1.5 m ²	1

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、使用済み容器回収ボックス等の設置、転倒防止に必要な器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーターの設置のための面積を含む。設置にあたっては、新潟市と協議のうえ設置すること。

※2 「貸付単価」には、消費税及び地方消費税を含まない。別途、貸付単価に消費税等相当額を加算したものを請求する。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず見積書提出前に設置場所の確認をしておくこと。

※4 最低貸付料（月額）については、土地・建物の評価に変動があった場合、または新潟市財産条例の改正があった場合には、それら準じた改正後の額とする。

3. 貸付期間 ※貸付日から5年

令和2年4月1日 から 令和7年3月31日まで（5年間・更新なし）

4. 業者選定方法

選定は、公募型見積合せにより貸付単価の最も高い者を契約相手とする。

5. 設置条件

(1) 設置面積

自動販売機の容器回収ボックス、専用子メーター等を含め「貸付面積」以内に設置できるものとする。

(2) 環境対策

①ノンフロン冷媒を採用した機種とする。

②「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(3) 安全対策等

自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）の「自動販売機の据付基準」や日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」等を遵守し、転倒防止措置等の安全確保を十二分に行うこと。

その際に、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(4) 使用済み容器の回収箱

① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。

② 回収ボックスの規格

- ・プラスチック製または金属製とする。
- ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容器のものとする。

③ 使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。

③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

6. 販売商品の種類等

(1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶・ペットボトルによる販売に限る。

(2) 水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

(3) 設置業者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは新潟市と事前協議すること。

(4) 設置する自動販売機は新品・未使用品とする。

7. 商品管理

(1) 商品管理には万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。

(2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。

8. 貸付料及び納入方法

(1) 貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の合計総額を100で除した値に「貸付料見積書」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（円未満切捨て）により積算する。

(2) 設置業者が新潟市に支払う貸付料は（1）の当該金額に別途建物の賃貸借契約に係る消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満切捨て）とする。なお、消費税及び地方消費税率が変わったときは、これに従うものとする。

(3) 8（1）による貸付料が最低貸付料864円（1月）に満たない場合は、最低貸付料を

当該月の貸付料とする。

- (4) 貸付料は、新潟市が発行する納入通知書により、四半期ごとに新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合の最低貸付料は、日割りをもって計算する。

9. 費用負担

設置業者は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 自動販売機の搬入設置及び撤去に伴う運搬費，工事費等。
- (2) 自動販売機の電気料金を計測するための専用子メーターの設置費等。
- (3) 自動販売機の正常稼働に必要な光熱水費（「新潟市公有財産事務取扱要領の第5章 第7節 光熱水費の実費徴収」を準用）
- (4) 自動販売機の稼働に必要な点検調整費，修理費等。
- (5) 空き缶回収箱等，新潟市の指示する設置の伴う物品。
- (6) ごみ処理費。

なお，設置，工事等にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

10. 契約の解除

設置業者は，自己の都合により自動販売機を取り下げる場合は，事前に甲に書面により通知することで，新潟市の指示する方法により契約を解除することができる。

11. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き，設置業者がその責を負う。

12. 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き，新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置業者は，商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは，自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

13. 原状復旧

設置業者は，自動販売機を撤去したときは，設置業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い新潟市の確認を受けること。

14. その他

本仕様書に定めのない事項については，協議のうえ決定する。

15. 参考データ

北消防署 2階食堂設置の自動販売機の年間販売実績本数

- | | |
|---------|---------|
| ・平成28年度 | 3, 392本 |
| ・平成29年度 | 2, 771本 |
| ・平成30年度 | 6, 508本 |